

## 登記されていないことの証明書

### (ウ) 証明対象者本人の配偶者又は四親等内の親族が請求する場合

#### <窓口にお持ちいただくもの>

- ①申請書（窓口での作成も可能）
- ②本人との親族関係を証する戸籍謄本・住民票の写し（注）
- ③請求者（親族）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ④必要通数分の手数料（収入印紙）

注：請求者（親族）と本人とのご関係によって、必要となる戸籍謄本（住民票の写し）が変わりますので、事前に前橋地方法務局戸籍課（027-221-4466）までお問い合わせください。

また、戸籍謄本・住民票の写しについては、発行後3か月以内のものに限ります。ただし、戸籍謄本のうち、除籍謄本及び改製原戸籍謄本については、発行後3か月以上経過したものでも差し支えありません。

#### <申請書を作成する際の注意点>

- ・申請書の「◎証明を受ける方」欄を機械で複写して証明書を作成します（手書きで申請書を作成した場合、手書きした文字がそのまま証明書に印刷されます。）ので、字画ははっきりと、住所・本籍は正確に記入してください。

なお、住所・本籍を省略表記（ハイフン書き等）した場合、提出先によっ

ては再取得を求められる可能性もありますのでご注意ください。

- ・「証明事項」及び「本籍の記載の要否」は提出先の指示によりますので、不明な場合はあらかじめ提出先にご確認ください。
- ・申請書は押印不要です。

#### <その他>

- ・15歳未満の方の「登記されていないことの証明書」を請求する場合や、外国籍の方の「登記されていないことの証明書」を請求する場合は、あらかじめ前橋地方法務局戸籍課(027-221-4466)までお問い合わせください。